

都市型軽費老人ホーム設置経営許可審査基準

| 審査項目  | 都市型軽費老人ホーム許可 審査基準   | 添付書類  | 根拠                                       |
|---|---|---|--|
| 1<br>○軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を遵守すること               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・構造設備の基準を満たしていること</li> <li>・職員の基準配置を満たしていること</li> <li>・入所契約書等によりサービス提供内容が明示されており、適切なサービス提供が行われる体制が整備されていること</li> <li>・居住に要する費用及び光熱水費等について、適正な額となっていること（低所得者（生活保護の被保護者等）が支払い可能な程度の額となっていること）</li> <li>・居住に要する費用の設定は、施設整備費補助その他の公的補助の状況及び入所者数、その他の事情等を勘案し、適切に行われていること</li> <li>・上記のほか、基準に定める事項を満たしていること</li> </ul>                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画書</li> <li>・土地、建物図面</li> <li>・室別面積表</li> <li>・職員配置表、職員ローテーション表</li> <li>・運営規程</li> <li>・利用契約書</li> <li>・利用料金内訳書（重要事項説明書等）</li> <li>・居住に関する費用設定根拠</li> <li>・サービス提供計画等</li> </ul> | 東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第114号） |
| 2<br>○建物その他の設備の使用の権限                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業に用する土地又は建物について、事業の安定的な継続に支障が生じるおそれがある権利設定がされていないこと（当該施設整備のために借入を行った場合の担保権等は除く）</li> <li>・事業に要する建物が第三者からの貸与である場合、事業の存続に必要な期間（20年以上）の建物賃貸借契約（更新条項付）が行われていること</li> <li>・事業に要する建物が第三者からの貸与である場合、原則として建物賃借権登記を行うこと</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・不動産登記簿謄本</li> <li>・不動産売買契約書*</li> <li>・不動産賃貸借契約書*</li> </ul>  | 社会福祉法第62条第3項第3号                          |
| 3<br>○当該事業を営むための財源の調達及びその管理の方法                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・開設前に必要となる施設整備の費用（土地購入や建物整備に要する費用、不動産の貸与により運営する場合に必要な一時金等）が確保されていること</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・資金計画書</li> <li>・預金残高証明書</li> <li>・不動産売買契約書*</li> <li>・不動産賃貸借契約書*</li> <li>・資金借入契約書*</li> <li>・寄付契約書*</li> </ul>   | 社会福祉法第62条第3項第1号                          |
| 4<br>○当該事業を営むために必要な経済的基礎があること                   | <p>以下の(1)から(3)のいずれにも該当すること</p> <p>(1)それぞれの法人類型に対応して策定されている会計基準に基づき適正に会計処理が行われていること又は青色申告法人と同等の記帳及び帳簿書類の保存が行われていること</p> <p>(2)審査基準3に規定する額とは別に、年間事業費（1年目の収支見込額）の12分の3以上及び法人事務費（原則100万円以上）の額が確保されていること</p> <p>(3)過去3期連続して営業活動（通常の事業運営）に基づく赤字が出ていないこと（一時的な事由による赤字の場合は、この限りではない）</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・決算書（貸借対照表及び損益計算書等）</li> <li>・財産目録*</li> <li>・初年度の予算書</li> <li>・収支見込（開設後5年の収支見込は、詳細かつ精度の高い積算資料を添付）</li> </ul>  | 社会福祉法第62条第4項第1号                          |
| 5<br>○当該事業の経営者が社会的信望を有すること                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置経営許可を申請する者が法人であること</li> <li>・事業の経営について、これまでの社会福祉事業への関与等の実績や社会貢献活動の経験、これまでの事業活動の実績又は過去の賞罰等の状況を総合的に勘案し、社会的信望を有していると認められること</li> <li>・原則として、社会福祉事業又は介護保険事業の実績があること</li> <li>・既存法人の場合、過去の指導結果と改善報告書により、過去における問題点が改善されていること</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人登記簿謄本</li> <li>・法人の概要を示す資料（設立の経緯、沿革、具体的な事業内容等）</li> <li>・法人代表者の履歴書</li> <li>・指導検査結果通知書、改善報告書*</li> </ul>  | 社会福祉法第62条第4項第2号                          |
| 6<br>○実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する経験、熱意及び能力を有すること     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設長は次のいずれかに該当していること</li> <li>①社会福祉士、社会福祉主事又は精神保健福祉士の資格を有している者</li> <li>②社会福祉事業に従事した経験が2年以上ある者</li> <li>③その他上記と同等以上の能力を有すると認められる者</li> <li>・生活相談員は次のいずれかに該当していること</li> <li>①社会福祉士、社会福祉主事又は精神保健福祉士の資格を有している者</li> <li>②その他上記と同等以上の能力を有すると認められる者</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設長等幹部職員の履歴書</li> <li>・施設長等幹部職員の資格を証明する書類</li> </ul>  | 社会福祉法第62条第4項第3号                          |
| 7<br>○当該事業の経理が他の経理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること | <p>都市型軽費老人ホームの運営以外の事業を併せて行うときは、都市型軽費老人ホームの運営について区分経理を行っていること</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・経理規程（適切な科目により、事業毎に区分経理することを経理規程に定めたもの。）</li> <li>・予算書</li> </ul>  | 社会福祉法第62条第4項第4号                          |
| 8<br>○脱税その他不正の目的で当該事業を営むしようとするものでないこと           | <p>脱税その他不正の目的など公序良俗に反する目的で都市型軽費老人ホームを運営しようとするものでないことが、過去の賞罰の状況等を勘案の上確認されていること</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・役員名簿</li> <li>・役員履歴書</li> <li>・誓約書</li> </ul>   | 社会福祉法第62条第4項第5号                          |
| 9<br>○その他（当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件）           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市型軽費老人ホームに関する指針（平成22年6月16日付22福保高施第564号）を満たしていること</li> <li>・当該施設の設置にあたって、設置を予定する所在地の区市の同意を得ていること</li> <li>・入所者の選定等について、設置を予定する所在地の区市の意見が付されている場合、その旨が運営規程等に定められていること</li> <li>・事業者は、所在地の区市から報告の徴収等必要な指導及び助言を受け、それらに誠実に対応すること</li> <li>・事業を行うにあたり、所在地の区市、高齢者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者、その他の福祉・保健・医療サービスを提供する者等と連携する体制が構築されていること</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・区意見書等</li> <li>・運営規程等</li> </ul>  | 社会福祉法第62条第4項第6号                          |